令和３年１２月　相模原市スポーツ推進課

相模原市学校体育施設開放の利用ガイドライン

学校体育施設の利用にあたりましては、利用者の皆様と学校に通う児童・生徒の安心・安全を第一に、本ガイドラインに掲げる事項を遵守し、密の回避、マスク・手洗いや消毒等の新型コロナウイルス感染症拡大防止への取組を徹底いただくようお願いします。

学校施設は、児童生徒の学校教育の場であることにご留意いただき、本ガイドラインに沿った利用後の消毒作業、清掃、後片付け等、感染症への予防・対策に強く取り組んでいただくとともに、本ガイドラインの内容は利用する団体メンバー全員が共有するようにお願いします。

本ガイドラインに沿った利用がなされない場合、利用の取消や事業の中止をせざるを得ず、これまで以上に、利用団体の皆様の学校開放事業へのご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

１　利用者全員の体調管理について

○　団体代表者の方は、参加者全員について以下のチェック項目を確認し、該当項目がある方や体調がすぐれない方は、利用をしないようお願いします。

○　必ず別紙１の「学校体育施設利用における感染症予防・対策チェックリスト」の確認と作成をいただくようお願いします。

＜体調等の確認項目＞

□　参加メンバー全員の連絡先
□　参加メンバー全員の利用当日の体温・体調
□　参加メンバー全員の利用前2週間の下記事項の該当有無
　①　平熱を超える発熱がある
　②　せき、のどの痛みなど風邪の症状がある
　③　だるさ（けんたい感）、息苦しさ（呼吸困難）がある
　④　嗅覚や味覚の異常がある
　⑤　体が重く感じる、疲れやすい等の症状がある
　⑥　新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある
　⑦　過去14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある

2　学校体育施設の消毒・感染予防について

学校体育施設の利用後は、次の手順で消毒作業を行っていただくようお願いします。

また、別紙１の「学校体育施設利用における感染症予防・対策チェックリスト」で、利用中や利用後の消毒作業の確認を徹底してください。

■　用意いただくもの（必ず持参してください）

○　消毒液（次のいずれかをご用意ください）

・　濃度 60%以上の消毒用エタノール

・　次亜塩素酸ナトリウムの濃度 0.05%の消毒液　※

○　手袋、ペーパータオル（雑巾）、ごみ袋等

○　石鹸（学校に配備する物を使用せず、団体毎に持参してください）

※「次亜塩素酸ナトリウムの濃度　0.05%の消毒液」は、以下を参考に作成してください。（商品パッケージやホームページの説明もご確認ください）

商品名	メーカー	作り方
ハイター、キッチンハイター	花王	水１Ｌに原液 25ｍＬ
カネヨブリーチ、カネヨキッチンブリーチ	カネヨ石鹸	水１Ｌに原液 10ｍＬ
ブリーチ、キッチンブリーチ	ミツエイ	水１Ｌに原液 10ｍＬ

（上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります）

■　消毒方法

	【濃度 60%以上の消毒用エタノール】	【次亜塩素酸ナトリウムの濃度 0.05%の消毒液】
消毒方法	○　手袋を着用します。 ○　ペーパータオルに消毒液を浸し、消毒する箇所を拭いてください。	
注意点	○　消毒する箇所を乾燥状態にしてから行ってください。 ○　スプレータイプをご使用いただいても構いませんが、空間噴霧は絶対に行わないでください。 ○　エタノールは揮発性が高く、引火しやすいため火気厳禁です。	○　次のような場合には、消毒液が乾いた後、消毒箇所を水拭きしてください。 ・　金属製の部分に使用する場合（変色や腐食を起こすことがあるため） ・　次に他の団体が利用する場合（完全に消毒液が乾く前に消毒箇所に触れると、手荒れのおそれがあるため） ○　希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、作り置きはしないでください。 ○　噴霧は絶対に行わないでください。 ○　児童生徒等には扱わせないでください。

■ 消毒する箇所

多くの人が手を触れる、水道やトイレのドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口、レバー、トイレットペーパーホルダー、体育館の入り口や用具庫の扉、電気のスイッチ、使用した学校開放用の備品について消毒してください。

3 学校体育施設利用上の遵守事項

【感染予防の徹底】

○ 当日の体調に不安がある場合は、利用をしないようお願いします。

○ 運動時は身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ありませんが、可能な限り距離を確保してください。ただし、準備や片付け、ミーティング等運動を行っていない際は、マスクを着用してください。

○ こまめな手洗い（石鹸は学校に配備するものを使用せず、団体毎に持参してください）や消毒、他の利用者との距離の確保をお願いします。

○ 活動上必要のない学校の施設、設備、物品等を使用しないでください。

○ スポーツ用具については、可能な限り（学校に配備するものを使用せず）持参してください。

○ 用具の共用はできるだけ避け、共用する場合は使用前後の手洗いを徹底してください。

○ 常時、２方向の窓を同時に開放する等、換気を十分に行ってください。常時、窓を開けることが困難な場合は、休み時間ごとに窓を全開にする等工夫いただきますようお願いします。

○ 大きな声での会話や応援等は控えてください。

○ 利用前後のミーティング等の場においても、密を避けてください。

○ 使用後のマスクや消毒用品等、ごみの持ち帰りを徹底してください。

【対外試合等の利用】

○ 対外試合等については、以下の条件を満たす場合については可とします。

・ 相手方のチームも、当ガイドラインに沿った対応（感染対策、チェックリストの作成、消毒等）を徹底できること

・ 必要最小限の人数・規模を徹底できること（効率的に試合を実施するため、次の対戦相手が待機する・応援や見学等についても、必要最小限の範囲であれば可とします）

【利用中の飲食】

○ 水分補給以外の飲食は禁止です。

○ 熱中症対策のため、水分補給（回し飲みやウォータージャグの使用はしないでください）は十分に行ってください。

利用終了後２週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかにスポーツ推進課（042-769-8288）へ連絡をお願いします。万が一感染者が発生した場合、市の感染対策の調査や当日の利用者への連絡についてご協力をお願いします。

４　運動やスポーツを行う際の留意点

○　十分な距離の確保

・　運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人となるべく距離（少なくとも２ｍ）を空けてください。

・　強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けてください。

○　位置取り

・　走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置を取ってください。

○　運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは行わないでください。

○　タオルの共用はしないでください。

○　換気を十分に行ってください。

団体代表者の方は、**3** 及び **4** につきましても、別紙１のチェックリストを用いて、団体メンバーへの周知・確認いただきますようお願いします。

５「児童・生徒が構成員となっている利用団体」の皆様へ

相模原市では、学校教育における「体育の授業」や「部活動」についても、新型コロナウイルスに係る感染対策や感染予防の徹底を図っております。「児童・生徒が構成員となっている利用団体」におかれましては、以下に示す、体育や部活動に関する相模原市のガイドラインに留意した活動に、ご配慮いただくようお願いいたします。

※「令和３年度　相模原市版　持続可能な新しい学校生活ガイドライン」等から抜粋

■　教育活動に関すること

（基本的な考え方）

○　学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減して、最大限子どもたちの健やかな学びを保障するために、適切な対応を講じながら、持続可能な教育活動を進めていくこととする。

（具体的な取組）

○　用具の共用

・　教具、道具、楽器等の共用は可能な限り控える。

・　共用を避けるのが難しい物の場合は、使用前後の手洗いを徹底する。

○　運動

・　運動時は体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ないが、可能な限り距離を確保するよう配慮する。運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用する（指導者も同様の対応）。

・　身体接触がある活動については、十分な感染症対策を行った上で実施する。

○　体育館での活動

・　換気を十分に行う。

・　一人ひとりの間隔を十分に取り、運動時にはマスクを外す。

・　こまめな水分補給など、屋内においても熱中症予防に努める。

■　部活動等に関すること

（基本的な考え方）

○　生徒の心身の健康を第一に考え、部員の活動前・中・後の健康状態の把握に努める。

○　「密を避ける」、「活動場所の換気」、「活動後の手洗い」等、十分に感染症対策を講じる。

○　こまめな水分補給を呼びかける等、熱中症対策を十分に行う。

○　部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」（学習指導要領より抜粋）ものであることから、感染の不安により部活動への参加を控えたい旨の相談があった場合には、生徒・保護者の意向を尊重する。

（段階的な部活動再開）

		ア 緊急事態宣言下における感染状況悪化時	イ 緊急事態宣言発令中	ウ まん延防止等重点措置中	エ 宣言・措置等なし 段階的移行期	オ 宣言・措置等なし（左記以外）
活動日		活動なし ※1 ※2	週３日以内（平日のみ）※2	週４日以内（平日３・休日１）	週４日以内（平日３・休日１）	週５日以内（平日４・休日１）
活動時間		活動なし ※1 ※2	平日１時間程度 休日原則不可※2 長期休業３時間程度	平日１時間程度 休日３時間程度 長期休業３時間程度	平日１時間程度 休日３時間程度 長期休業３時間程度	平日２時間程度 休日３時間程度 長期休業３時間程度
朝練習		実施しない	実施しない	実施しない	実施しない	実施しない
対外試合等	公式大会等	原則参加不可※3	原則参加不可※3	参加可	参加可	参加可
	合同練習等	原則実施不可※4	原則実施不可※4	原則実施不可※5	実施可	実施可

合同練習等：２校以上が集合して行う合同練習や練習試合

（活動時の感染予防対策（特に留意すること））

○ 感染症対策、密を避けること等を徹底するため、原則、顧問等がつくなかでの活動とする。（部室等での密集を避ける。生徒同士の距離を保つ。近距離での発声を避ける。等）

○ 多数の生徒が集まり、呼気が激しくなる運動や大声を出すような活動は避ける。

○ 大声を発するような応援は控える。

○ 活動前後の手洗いを徹底する。特に放課後等、終了時刻が同じ時刻になってしまう活動後は、水道場に密集しやすいと考えられるので十分留意する。

○ 室内で活動する場合は、２方向の窓を同時に開け、十分な換気をする。（エアコン使用時においても同様とする。）

○ 用具等は、可能な限り消毒する。なお、消毒が難しい用具等もあると考えられるので、生徒の手洗いを徹底させることで感染症を予防する。

相模原市市民局スポーツ推進課
（電話042-769-8288）

別紙 1

学校体育施設利用における感染症予防・対策チェックリスト

利用団体におかれては、**必ず利用日毎に当該チェックリストの確認・作成**をお願いします。

作成したチェックリストは、原則として提出は不要ですが、**利用日から１か月間保管し、市スポーツ推進課や学校から提出の求めがあった場合は提出**をお願いします。（保管や提出が無い場合は今後の利用を中止させていただきます）

団体名			
代表者名		代表者の連絡先	
利用した学校・施設		利用日時	
利用内容			
対戦相手※			

※ 対外試合を実施した場合のみ、記入すること。

【利用者の体調・連絡先の確認】

代表者の方は、利用前に利用者全員の連絡先と利用ガイドラインに掲げる体調等の確認を行い、体調に不安のある方は利用しないようお願いします。

No.	氏名	電話番号	体調確認チェック	No.	氏名	電話番号	体調確認チェック
1				12			
2				13			
3				14			
4				15			
5				16			
6				17			
7				18			
8				19			
9				20			
10				21			
11				22			

※行が足りない場合は別紙に追記してください。

（体調等の確認項目）

□ 参加メンバー全員の連絡先、□ 参加メンバー全員の利用当日の体温・体調

□ 参加メンバー全員の利用前2週間の下記事項の該当有無

① 平熱を超える発熱がある／② せき、のどの痛みなど風邪の症状がある／③ だるさ（けんたい感）、息苦しさ（呼吸困難）がある／④ 嗅覚や味覚の異常がある／⑤ 体が重く感じる、疲れやすい等の症状がある／⑥ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある／⑦ 過去14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある

【消毒・感染予防等の確認】

代表者の方は、利用中や利用後の消毒作業について、以下の事項の確認をお願いします。**特に終了後の消毒作業については、確認を徹底いただくようお願いします**。

確認者氏名	

■ 学校の施設・物品等に対する感染予防の徹底について

□ 石鹸や消毒用品を持参し、下記の消毒箇所について消毒した。

消毒場所	チェック欄
水道の蛇口	□
トイレのドアノブ、手すり、電気のスイッチ、蛇口、レバー	□
体育館の入り口の扉、電気のスイッチ	□
用具庫の扉、電気のスイッチ	□
使用した学校開放用の備品	□

※その他消毒をした箇所があれば、欄を追加してください。

■ 学校体育施設利用上の遵守事項について

【感染予防の徹底】

□ マスクの持参・着用、こまめな手洗いや手指消毒を行った。

□ 活動上必要のない学校施設、設備、物品等の使用を控え、可能な限りスポーツ用具を持参した。

□ 換気に配慮した。

□ 大きな声での会話や応援を控えた。

□ 利用前後のミーティング等の場においても、三つの密を避けた。

【対外試合等の利用】

□ 利用ガイドラインを遵守し、対外試合等の実施をした。

□ 対外試合等を実施しなかった。

【利用中の飲食】

□ 飲食（水分補給を除く）をしなかった。

□ 水分補給時の回し飲みやウォータージャグの使用をしなかった。

■ 運動やスポーツを行う際の留意点について

□ 「相模原市学校体育施設開放の利用ガイドライン」４ページの留意点に配慮した。

社会体育施設の再開時の感染防止策チェックリスト（利用者向け）

別紙２

利用者が遵守すべき事項

□以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること（利用当日に書面で確認を行う）
- □体調がよくない場合　（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- □同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- □過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

□マスク（品質の確かな、できれば不織布）を持参し、受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること

□こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底すること

□他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ２m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）

□利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと

□感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと

□利用終了後２週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

□施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること

利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

□十分な距離の確保
- □運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
- □強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
- □水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること

（※）感染予防の観点からは、少なくとも２mの距離を空けることが適当である。

□位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること

□運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと

□タオルの共用はしないこと

□飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人とできる限り２mを目安に最低１mの距離を取って対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底すること（飲食時以外はマスク着用を徹底）

□同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと

□指定場所は換気を十分に行うこと

□飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと

□イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと
- □利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
- □スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
- □飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

本チェックリストはあくまでサンプルであり、各施設や競技の特性等を勘案して、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY